

# 林野火災注意報・警報

令和8年1月1日 運用開始

発令基準【対象期間：1月～5月】

## 注意報

- ・前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
  - ・前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表された場合
- ※当日に降水が見込まれる、あるいは積雪がある場合を除きます

## 警報

- ・林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報などが発表された場合

## 火の使用制限

林野火災注意報・警報が発令されると、特定の区域において火の使用制限がかかります。

※大槌町は、全地域が「火の使用制限区域」です

- ・山林、原野などで火入れをしないこと
- ・花火を消費しないこと
- ・屋外で「火遊び」または「たき火」をしないこと
- ・屋外では、「燃えやすい物」または「爆発しそうな物」の近くで喫煙しないこと
- ・山林、原野などで喫煙しないこと
- ・たばこの吸い殻などの残火や取灰、火粉を始末すること

### 制限に違反すると

- 注意報 … 罰則を伴わない注意喚起
- 警報 … **30万円以下の罰金または拘留**

林野火災注意報・警報が発令された場合は、消防本部ホームページや防災行政無線、消防車両での巡回などでお知らせします。

☎ 釜石大槌地区行政事務組合消防本部 Tel.0193-22-1642 (土日祝、夜間は除く)  
大槌消防署 Tel.0193-42-3121



- 令和8年春季全国火災予防運動 3月1日(日)～3月7日(土)
- 令和8年全国山火事防止運動 3月1日(日)～3月7日(土)
- 令和8年釜石地区山火事防止運動 3月1日(日)～5月31日(日)

### 2025年度全国統一防火標語

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

#### 住宅防火いのちを守るポイント

- 1 ストープや電気器具の使用  
安全装置の付いた機器を使用し、燃えやすいものをストーブの周りに置かない
- 2 火災警報器の点検・交換  
定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 部屋の整理整頓  
寝具や衣類、カーテンは防災品を使用し、部屋を整理整頓する
- 4 消火器の設置  
火災を小さいうちに消すために消火器を設置し、使い方を確認しておく
- 5 避難経路の確保  
高齢者や身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく

### 2026年全国統一山火事標語

『山火事を 起こすも防ぐも 私たち』

#### 山火事防止重点事項

- 1 強風時や乾燥時および枯れ草などのある火災が起こりやすい場所では、火入れ、野焼きなどをしないこと
- 2 火入れを行うときは、必ず市町村長の許可を得ること
- 3 野焼きを行うときは、事前に消防署に届け出ること
- 4 火入れや野焼きなどを行うときは、水や消火器などを準備し、終了後は完全に消火すること
- 5 たばこは指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 6 火遊びはしないこと  
※野焼きは、たき火も含まれます

☎ 釜石大槌地区行政事務組合消防本部 Tel.0193-22-1642  
大槌消防署 Tel.0193-42-3121

# くらしの安心だより

## 「緊急銃猟」にご協力ください

令和7年9月の鳥獣保護管理法改正により、以下の項目を すべて満たす場合に限り、「住宅地での鉄砲によるクマの駆除」が可能になりました。

- ・住宅地などにクマが出没している
- ・人命を守るため緊急措置が必要である
- ・銃での駆除でしか迅速に対応できない
- ・住民の避難が完了している

緊急銃猟は、跳弾などにより負傷や物損の危険があるため、やむを得ない場合の最終手段です。

### 町民の皆さまにお願いしたいこと

- 町からの案内に従い避難をお願いします  
・安全確保のため、実施地域にお住まいの皆さまに、通行制限や退避をお願いする場合があります。  
※安全が確保されない場合、緊急銃猟は実施できませんのでご協力をお願いします
- 緊急銃猟の撮影はご遠慮ください  
・映像の切り取りや拡散によって、事実と異なる情報が広がり、誤解を招く可能性があります。  
・住民や関係者のプライバシーの侵害につながる恐れがあります。
- 緊急銃猟の実施判断についてご理解ください  
・緊急銃猟は安全確保の状況など、さまざまな条件を踏まえて判断するため、必ず実施するものではありません。

### 【日々の対策にもご協力を！】

- ・柿の木などはきちんと管理・伐採しましょう
- ・ゴミは当日の朝に出しましょう
- ・所有するヤブは刈り払いましょう

☎ 産業振興課 Tel.0193-42-8717

## 家電4品目は正しくリサイクルしてください

「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」の家電4品目は、「**家電リサイクル法**」の対象品目です。

### 家電4品目を処分（廃棄）する場合は…

郵便局でリサイクル券を購入し岩手三八五流通(株)宮古支店に持ち込むか、お近くの家電量販店にご相談ください。

**集積所には出せません。違反ごみには「違反ごみシール」を貼りますので、速やかに持ち帰り正しく処理しましょう。**

※パソコンの処分は販売店に依頼してください

☎ リサイクルセンター Tel.0193-42-7570

一人一人が  
ルールを守って、  
正しく出しましょう